

陳情第 4 号

日本の種子保全の施策を求める意見書の提出に関する陳情

1 受理年月日 平成30年2月9日

2 陳 情 者 立川市（以下住所は、非開示申請に基づき記載せず）
たちかわ生産者と消費者の会
代表者 田中 美保 外5名

3 陳情の要旨

2017年4月14日主要農作物種子法（以下、「種子法」）の廃止法案が可決成立し、2018年4月より種子法は廃止となります。

種子法は、日本の農業と国民の食生活を支えるため1952年に制定されました。この法律では、主要農作物である稲・大麦・はだか麦・小麦及び大豆の種子を、各都道府県を通じて安定的に生産し、供給するうえでの国の責任が定められています。法に基づき、都道府県ごとに厳密な品質管理のもと、農家に優良で安価な種子供給が行われ、食の根幹である主要農作物が安定して生産されることに国が責任をもつことにより、国民は安心して食生活を送ってきました。

しかし、種子法が廃止されると、今後、優良品種の維持や開発、品種の多様性、価格などの面で影響を受けることが懸念され、食料安全保障上きわめて重要な施策が失われかねません。

これまで公的な資金、人材を投じ法律のもと生産・普及してきた主要農作物の種子は公共のものであり、国はこれを国民全体の共有財産として守っていく責任があります。

第193回国会農林水産委員会では、種子法廃止後も引き続き都道府県は主要農作物種子の生産、普及を担うとしながらも、具体的な施策が示されていません。参院での決議にあたり附帯決議では、種子の生産基準を作り運用すること、都道府県での種子の生産及び普及の取り組みのための財源の確保、種子の海外流失防止、種子独占の弊害の防止などが求められています。種子法の廃止により危ぶまれる食の安全保障を補完するために速やかな対応が必要です。

立川市議会として、政府に対し本附帯決議の実現に向けて、日本の主要農作物の種子を公共の財産として保全するための、積極的な施策を求める意見書の提出をお願いいたします。